指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、三愛物産株式会社(所在地 愛知県名古屋市) に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年2月2日

国 土 交 通 省北陸地方整備局

同時発表記者クラブ:管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子 電話 025-370-6647 (課直通)

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子 電話 025-370-6650 (課直通) ※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
三愛物産株式会社	愛知県名古屋市東区筒井3-4-12

2. 指名停止措置期間: 令和6年2月2日~令和6年3月1日(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の岐阜支店長は、岐阜県山県市が令和3年6月に発注した高富水源地にある配水ポンプ制御盤の更新工事の指名競争入札をめぐり、市水道課課長補佐に自社に有利な指名業者選定案を作成させたうえ、決定した指名業者を教えてもらい自社に落札させて公正な入札を妨害したとして、令和5年11月29日、公契約関係競売入札妨害容疑で岐阜県警に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号口に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第8号口に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

〇「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又は口に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる 場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	2ヶ月以上 12ヶ月以内 1ヶ月以上 12ヶ月以内